

お富ちゃん食育カルタ貸出に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食育推進を目的に作成した「お富ちゃん食育カルタ」(以下「カルタ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 貸出対象者は、次に掲げるものとし、かつ、カルタを適正に管理できるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 県内の食に関する団体

(貸出しの手続)

第3条 カルタの貸出しを受けようとするもの(以下「借用者」という。)は、お富ちゃん食育カルタ借用申請書(別紙様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、カルタの貸出しの可否を決定するものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(転貸の禁止)

第5条 借用者は、カルタを第三者に転貸してはならない。

(損傷又は紛失の申し出)

第6条 借用者は、カルタを破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 前項における破損、汚損又は紛失の理由が借用者の故意又は重大な過失により生じたものであると認められるときは、借用者は、現物相当額を弁償しなければならない。

(貸出し及び返却の場所)

第7条 貸出し及び返却の場所は、富岡市保健センターとする。

(借用料)

第8条 カルタの借用料は、無料とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月27日から施行する。